

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和 7 年 9 月 18 日

今治市長 徳永 繁樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市水道料金収納等業務

(2) 業務の目的

水道料金収納等業務における事務の効率化と、お客さまサービスの一層の向上を図り、安定的な水道事業運営に寄与することを目的とするもの。

(3) 業務内容

ア 水道料金に関する業務

イ 給水装置工事受付に関する業務

ウ 共通業務

エ その他の業務

詳細は、別紙「今治市水道料金収納等業務委託仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおりに

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

1,041,520,000 円（消費税及び地方消費税を含みません。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。た

だし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

(3) 破産の申立がなされていない者

(4) 当該業務の公募型プロポーザルへ参加表明を行うまでに、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成 17 年今治市要綱第 92 号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成 22 年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

(5) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

(6) 令和 4 年度から令和 6 年度の間に給水人口 15 万人以上の国内水道事業区域で、検針業務、料金徴収業務及び給水装置工事受付業務の受託実績がある者

(7) プライバシーマーク又は I SMS の情報セキュリティ関連認証を取得している者

(8) 今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者

5 担当部署

今治市役所

上下水道部上下水道政策局水道総務課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1

TEL : 0898-36-1576

FAX : 0898-23-0389

電子メール : suidoug@imabari-city.jp

ホームページ : <https://www.city.imabari.ehime.jp/suidou/>

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで

(2) 配布方法

ホームページ

下記のホームページからダウンロードするものとします。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/suidou/>

8 参加表明

(1) 提出期間

令和 7 年 9 月 18 日（木）から 令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

前記 5 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 実績調書（様式第 3 号）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記 4 「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を、参加資格審査結果通知書によりメールで令和 7 年 10 月 3 日（金）までに通知します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出場所

前記 5 「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第 5 号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第 6 号）

エ 電算システムチェックシート（様式第 8 号）

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書は A4 版で作成して下さい。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

(5) 提出部数

ア 評価項目を含む内容とし、原則 A4 版で作成してください。提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部紙媒体によるもの）とします。また、電子データ（CD-R に保存）を一式提出してください。

(6) 提出方法

提出期間内に、郵便もしくは持参により提出してください。

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めています。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとします。

10 選定方法

選定は、今治市水道料金収納等業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 企画提案評価（プレゼンテーション等による審査）

参加資格の確認された者から提出された企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、参考見積金額が低い方の参加者を上位とします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(2) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能としますが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めません。

なお、プレゼンテーションに必要な機器は全て参加者が用意してください。

(3) 参加者が1者の場合は、今治市水道料金収納等業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

(1) 選定結果の通知

選定結果を参加者全員に書面により通知します。ただし、各評価項目の点数は公開しないものとし審査結果についての異議申し立ては受理しません。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認るときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。

評価項目及び評価基準

評価項目		
		配点
(1) 業務遂行力		
ア	会社の実務経験や実績はあるのか。	20
イ	事務所での指揮命令や責任体制は取れているのか。	20
ウ	業務に関する研修・教育は取れているか。	20
エ	収納業務及び滞納整理業務の人材配置はできるのか、できないか。	20
オ	窓口受付業務(宿日直業務業務を含む)接客等専門知識や経験された人員を配置しているか、していないか。	20
(2) 企画提案力		
ア	検針員の研修、ハンディーターミナル使用、誤針の対応等どのように対応していくのか。	30
イ	給水装置工事受付はどのように人材配置できるのか。	30
ウ	量水器管理業務のメーター交換や在庫管理をどのように行うか。	30
エ	電算システム処理業務のシステムの仕様やハード設置状況はどういった管理体制をとり、どういう使い方ができるのか。	30
オ	上下水道業滞納整理時における下水道使用料の滞納に対する取組はどうするのか。	30
カ	将来的な業務の改善や効率化、水道サービス向上のための企画、提案はあるのか。	30
キ	地域貢献として地域の雇用をどのように考えているのか。	30
ク	個人情報保護関連でセキュリティ対策はどのように行うのか。	30
ケ	防災、災害及び緊急時対策等危機管理はどのような管理体制をとり、どのように管理していくか。	30
(3) 取組姿勢		
ア	プレゼンテーション時に分かりやすく説得力のある説明、提案、質疑応答がなされたか。また、受託に対する熱意が感じられるか。	40
(4) 見積金額		
ア	仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障はないか。	40
合計		450